

茨城県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、知事管理量（法第8条第2項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。）に係るくろまぐろの採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(採捕の停止命令の要件等)

第2条 知事は、管理期間（くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間として県計画（法第4条第1項の規定により知事が定める計画をいう。以下同じ。）において定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(1) 小型魚（その重量が30キログラム未満のくろまぐろをいう。）の採捕の数量が県計画において定める知事管理量又は当該知事管理量のうち漁業協同組合ごと及び採捕の種類ごとの数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(2) 大型魚（小型魚以外のくろまぐろをいう。）の採捕の数量が県計画において定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(定置漁業を営む者への採捕の停止命令)

第3条 知事が前条の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（当該告示において同日より前の日を定めた場合にあっては、その定めた日。以下同じ。）までの間、定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。）を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

(定置漁業以外の漁業を営む者等への採捕の停止命令)

第4条 知事が第2条の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、定置漁業以外の漁業を営む者及び漁業者（漁業法第2条第2項に規定する漁業者をいう。）以外の者は、当該告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない。

付 則

この規則は、平成30年11月25日から施行する。